

## 自動車の住所変更について

昨年10月から「自動車税」の名称が「自動車税種別割」に変更になりましたが、従来の自動車税と同様、納税通知書は、4月1日現在の自動車登録の住所地へ送付されます。引っ越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録が必要となります。3月中に住所変更登録を済ませることができない事情がある方は、お近くの地域県民局県税部に御連絡ください。

また、県のホームページでも自動車税種別割の住所変更の届出を受け付けています。

(<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>)

## 自動車税種別割のグリーン化について

自動車環境対策の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については、その性能に応じて税率を軽減し、初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については、税率を重くする『自動車税種別割のグリーン化特例』が実施されています。

○税率が軽減されるのは？

令和元年度に初回新規登録された電気自動車や一定の基準を満たす自動車は、令和2年度分に限り、税率が概ね50%または75%軽減されます。

○税率が重くなるのは？

令和2年度には、平成21年3月31日以前に初回新規登録されたディーゼル車と、平成19年3月31日以前に初回新規登録されたガソリン車などについて、税率が概ね15%重くなります。

なお、バス・トラックの重課の割合については、10%となります。

詳しくは県のホームページを御覧いただくか、お近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

## 自動車税種別割の口座振替について

自動車税種別割は口座振替でも納付できます。令和2年度分の自動車税種別割の口座振替の申込期限は、令和2年4月30日です。お早めに取扱金融機関や地域県民局県税部でお申し込みください。

なお、運輸支局等において自動車税種別割の納付確認を電子的に行うことができるため、車検更新時における納税証明書の提示が省略できます。

このため、令和2年度から口座振替済通知書及び納税証明書の送付は廃止いたしますので、御注意ください。